

[別紙1] 輸出申告等に係るシステム処理対象外申告等一覧表

システムを使用して行うことができない輸出申告等は、下表のとおりである。

項番	システム処理対象外の条件
1	大額申告の場合で、1件の申告につき欄数が99欄を超える場合。 少額申告の場合で、1件の申告につき欄数が1欄を超える場合。
2	申告価格が10兆円以上又は13桁を超える場合。
3	数量が12桁を超える場合又は10億トン若しくは10億キロリットル以上の場合。
4	複数件のAWB（混載貨物の場合はHAWB）を1件の申告で行う場合。
5	1件のAWB（混載貨物の場合はHAWB）にかかる分割申告の件数がシステムによる制限値を超える場合。
6	輸出申告書(税関様式C第5010号)以外の様式により申告等を行う必要がある場合。 (税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第2節(汎用申請関係手続)により汎用申請で行う場合を除く。) [例示] ・輸出入貨物の容器輸出入(納税)申告書(税関様式C第5220号)による輸出申告 ・AWB又はHAWBによる輸出申告 ・ATA条約に基づく通関手帳による輸出申告
7	その他税関長がシステムを使用して輸出申告等を行うことが不適当と認める申告等の場合。